

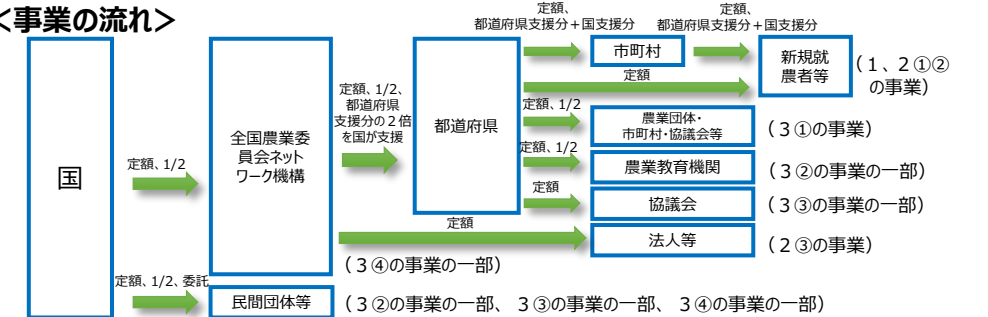
＜対策のポイント＞
農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞
40代以下の農業従事者の拡大

＜事業の全体像＞

- 1. 経営発展への支援**
就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。
- 2. 資金面の支援**
- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
 - ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。
 - ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を交付します。
- 3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援**
- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員**の設置、**先輩農業者**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**等を支援します。
 - ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
 - ③ 農業者の**リ・スキリング機会の充実**のため、**スマート農業等の新たな技術を学び直す研修**を支援します。
 - ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和5年度補正予算）**新規就農者確保緊急円滑化対策**
就農前後の資金面、就農後の初期投資の促進や教育環境の整備等を支援します。



- 1. 経営発展への支援**
経営発展支援事業※1
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）
補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）
- 2. 資金面の支援**
- ① **経営開始資金**※3
対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長3年間
補助率：国10/10
 - ② **就農準備資金**※3
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長2年間
補助率：国10/10
 - ③ **雇用就農資金**
対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関
支援額：最大60万円/年×最長4年間
補助率：国10/10
- 3. サポート体制の充実、人材の呼び込み、農業教育・リ・スキリングの充実への支援**
- ① **サポート体制構築事業**※1
・研修農場の整備に必要な機械・施設の導入
・就農相談員：資金・生活面等の相談
・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
・社会人が働きながら受講できる研修の実施
 - ② **農業教育高度化事業**
農業大学校・農業高校等における
・農業機械・設備等の導入
・国際的な人材育成に向けた海外研修
・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
・現場実習や出前授業の実施
・有機農業の専攻・科目の設置や有機JASの取得 等
 - ③ **農業者キャリアアップ支援事業**
・都道府県におけるスマート農業や有機農業等の研修モデルの構築・実施
 - ④ **農業人材確保推進事業**
インターンシップ、就農相談会の開催、農業の魅力発信 等

※1 取組計画に応じた事業採択方式
※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象
※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※4 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象
※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

